

林業・木材製造業労働災害防止協会 の取組状況

<<林業・木材製造業労働災害防止協会>>

報告書指摘事項				
報告書全般について			改革への取組状況等	
	全 般		・平成23年6月の理事会、総代会において、協会の組織体制、財務体制の見直しを検討するための委員会を設置することについて、説明。 ・平成23年7月に、協会内部に、会長を座長とし、複数の支部長及び外部有識者を委員とする「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委員会」(以下「在り方検討委員会」という。)を設置。 ・平成24年3月の常任理事会、6月の理事会、総代会に「改革検討専門委員会報告書」及び「在り方検討委員会報告書」について、検討結果を報告、説明。	
組織運営のあり方			時 期	改革への取組状況等
	理事数	理事数については、各団体の規模等を勘案し根拠法に想定されている執行機関とすべく、迅速な意志決定を妨げない数(根拠法に定めている理事数が「5人以上」とされていることに鑑み、中央労働災害防止協会及び建設業労働災害防止協会については10人以内、その他の労働災害防止団体については5人)に削減することにより、労働災害防止団体としての効果的かつ持続可能な事業運営に向け、理事が本来の執行機関としての役割を主導的に発揮できるような取組が必要である。 その際には、地域活動の推進役、組織のまとめ役、各地域のニーズ・課題の把握と中央への意見具申等の現在の理事が担っている役割についても、別の形で維持されるよう特段の配慮が必要である。	24年11月迄の実績	・「在り方検討委員会」で協会の組織と執行機関として必要な理事数や、現行理事の担っている役割の維持方法について検討(4回開催)。 ・平成24年1月に「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委員会報告書」(以下「在り方検討委員会報告書」という。)を取りまとめ、理事定数の削減に向けた検討を行うことを明記。 ・平成24年度事業計画において、「改革検討専門委員会報告書」及び「在り方検討委員会報告書」に対応した組織体制等の具体的検討を行うことを明記。
			24年12月以降の予定	・組織体制等の改革を行うための「検討委員会作業部会」(以下「作業部会」という。)を設置して、定款、諸規程の改正を含め具体的検討。(平成25年1月第1回予定) ・定款改正の承認を得たのち、次期改選期(平成26年6月)に「作業部会」の検討結果を踏まえた体制とする見込み。
	支部	【中災防】現在支部で行っている業務については、地区安全衛生サービスセンター及び本部で対応することも可能であるから、支部を廃止することとして効率化を図るべきである。 【各業種別団体】一つの法人として本部が全ての支部に対して、監査等、本来あるべきガバナンスを徹底するべきである。あるいは、支部という形ではなく、地域別の関係事業主団体等に適正な形で業務を委託するという形も考えられる。いずれにしても、支部の運営形態について団体において検討がなされるべきである。	24年11月迄の実績	・平成24年度事業計画において、「労働災害防止団体改革検討専門委員会報告書」及び「在り方検討委員会報告書」に対応した組織体制等の検討を行うことを明記。 ・平成24年6月の支部事務担当責任者会議において、「在り方検討委員会報告書」と併せ国の報告書指摘事項を説明。
			24年12月以降の予定	・「作業部会」において、支部の組織体制について検討。 ・ガバナンス、内部監査についても併せて検討。

継続的な事業活動を図るための財務のあり方			時 期	改革への取組状況等
会 費		労働災害防止団体として必要な事業活動を継続的に行うための団体全体を支える貴重な財源となるよう、これらの会費や会費の使途のあり方について見直すべきである。その際に、会費がどのように使われたのかについて会員に対して公開することや、会員として労働災害防止抑制効果等のメリットを実感できる事業運営の仕組みを構築することも併せて検討することが重要である。	24年11月迄の実績	・平成24年度事業計画において、「労働災害防止団体改革検討専門委員会報告書」及び「在り方検討委員会報告書」に対応した組織体制等の検討を行うことを明記。
			24年12月以降の予定	・「作業部会」において、会費を含め本部支部一体となった財務処理会計システムの構築を検討。 ・今後、検討結果を踏まえて諸規程を改正。
経費節減		業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を図るべきである。一例を挙げると、広告効果測定を行い、費用対効果の認められない広告は廃止する。刊行物、啓発グッズについては、真に必要と認められるものに厳選し統廃合する。印刷物、OA機器、消耗品等各団体で共通する物品、役務等の調達については、団体毎に行うのではなく一括して調達する等である。	24年11月迄の実績	・平成23年度から、本部組織見直し、定員削減、給与カット等により人件費を圧縮。 ・物品購入における一般競争入札の実施。 ・図書・安全衛生用品で販売実績が少ないものについて、廃版若しくは在庫処分による保管経費削減。
			24年12月以降の予定	・引き続き、経費の節減に努力。
業務運営			時 期	改革への取組状況等
目標管理等		団体毎に労働災害の削減数を必達目標として掲げ、これを達成するためには何に取り組まなければならないのか、何を重点とするのか、何を対象にどういった事業を行うべきか等につき、事業計画において具体的な業務目標を設定する等の取組を検討すべきである。 また、事業計画の作成に際しては、産業構造・就業構造・産業現場等の変化、労働災害の発生状況、労働者の健康を巡る状況等総合的に勘案することはもとより、 <u>参与の意見、利用者や潜在的な利用者層の意見や要望等の情報をきめ細かく把握すると共に、実施に際しては、労働災害の発生状況、アンケートによる利用者の評価や意見・要望及びサービス利用の一定期間経過後の労働災害防止効果など、常に事業の成果や課題を把握し、それに基づく事業の改善を図るなど、PDCAサイクルによる継続的な事業改善を行うことが必要である。</u> さらに、各労働災害防止団体が会員事業場の対して行ったアンケート結果を見ると、事業を活用した有用度については概ね高い評価を得ていることから、 <u>今後は、研修等の各種事業を単にホームページ等で宣伝するに止まらず、それぞれの事業の価値、すなわち利用することで具体的にどのような効果が見込めるのか及び実際に利用した方の評価や感想などを効果的に利用者層に伝えていくこと等により、利用者の拡大を図るべきである。</u> 加えて、会員のニーズへの対応の観点からは、最近では、海外に進出する企業が増加しており、これら企業の海外派遣労働者の労働安全衛生水準向上等のため、諸外国の情報収集及び提供の充実化等についても取り組むことを検討すべきである。	24年11月迄の実績	・林材業労働災害防止計画(5ヵ年計画)に、具体的災害発生目標件数と重点対策を明記。 ・外部有識者からなる「総合評価委員会」において、毎年度の業務状況及び業績の評価を実施。 ・上記評価委員会の意見を次年度の事業計画の策定に反映。
			24年12月以降の予定	・次期5ヵ年計画において国の12次防を踏まえた目標設定を検討。併せて達成に向けた年度計画を策定。 ・事業効果測定方法、検証方法について検討。 ・引き続き、総合評価委員会による業績評価を実施して事業計画に反映。

	労働災害防止規程	各業種別団体において、各業種を巡る環境の変化等を踏まえ、適宜、当該規程の見直しを行い必要に応じて変更すること及び、会員の順守状況を定期的に把握すると共に、その順守を担保する仕組みを根拠法第37条に基づき構築すること等により、労働災害防止規程の実効性を高めるべきである。順守を担保する仕組みについては、規程の違反によって発生した労働災害に係る情報に併せて再発防止対策を他の会員にも直ちに公表して同種の災害を防止することや、再発防止のために講習や研修を受講させるなどの取組等が考えられる。	24年11月迄の実績	・労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の改正の都度、必要に応じて、労働災害防止規程の改正を実施。 ・労働災害防止規程の改正時、全会員に労働災害防止規程を配布するなど周知し、労働災害防止規程の順守を徹底。 ・安全管理士及び林材業労災防止専門調査員の現場安全パトロールを通じて、労働災害防止規程の順守状況をチェックし災害防止対策を指導。 ・明らかに労働災害防止規程の違反によって発生した労働災害に係る情報については、月刊情報誌「林材安全」、協会ホームページに、労働災害事例として詳細に掲載。 ・今後の労働災害発生状況管理の基礎データとするため、会員の労働者死傷病報告を把握。
			24年12月以降の予定	・引き続き、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に改正時及び新たな作業システム、作業態様の変化に応じ、労働災害防止規程の改正を申請。 ・引き続き、現場安全パトロールによる順守状況と災害防止対策指導を実施。 ・順守状況把握方法については、労働災害防止規程の順守の状況を定期的に把握する方法及び順守を担保する仕組みを検討。 ・労働災害発生状況管理システム（以下「管理システム」という。）を新たに構築。 ・会員の災害発生状況を把握し、労働災害防止対策、労働災害発生事業場への再発防止対策指導、安全衛生教育受講の勧奨等に「管理システム」を活用していく予定。
	安全衛生調査研究活動	各労働災害防止団体は、相互間及び行政機関との労働災害の防止に関する情報の共有を図るのみならず、(独)労働安全衛生総合研究所等調査研究機関ともコミュニケーションを積極的に図り、労働災害防止に資する有益な情報について会員をはじめ一般にも発信し、災害防止に一層の貢献を果たすよう取り組むべきである。	24年11月迄の実績	・従来より、林業における研究専門機関である(独)森林総合研究所と連携し、調査研究を推進。 ・林業、木材製造業の専門的技術を有し、協会の労働災害防止事業について助言及び提言ができる者を林業・木材製造業労働災害防止協会安全技術アドバイザーとして任命する制度を平成24年8月に新設。 ・協会組織を活用して災害発生状況の詳細内容の把握に努め、類似災害等の再発防止の資料として活用。 ・月刊情報誌、協会ホームページに、行政通達、労働災害発生状況、労働災害統計の最新情報を掲載。
			24年12月以降の予定	・研究機関とさらに緊密な連携を図り、労働災害防止対策に活用。 ・引き続き、月刊情報誌、協会ホームページを活用して、情報を発信。